

1 丁		法務省本籍		出生年月日		昭和九年六月四日		おがたしげたけ	
		年	月	日	事	項	序	名	方重威
四二	"	一〇	一〇	"	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会			
三	"	三三	三	"	早稲田大学大学院法学研究科修了				
二五	"	三五	四	一	司法修習生を命ずる				
		三五	四	七	司法修習生の修習終了				
		"	"	"	検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する	最高裁判所			
		"	"	"	甲府地方検察庁検事に配置換する	法務省			
		三八	二五	二八	横浜地方検察庁検事に配置換する				
		四〇	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する				
		三	"	"	東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる				
		二五	"	"	東京地方検察庁八王子支部勤務を免する				

年 月 日		事 項		緒 方 重 威	
省		法 務		東京高等検察庁	
昭和四四		六 一〇		静岡地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	
四五	"	四五	"	三〇	静岡地方検察庁検察官事務取扱を免する
三	"	八	"	札幌地方検察庁検事に配置換する	"
二六	"	一五	"	札幌高等検察庁検事に配置換する	法務省
五四	"	四七	八 一五	札幌地方検察庁検事に併任する	
五二	五一	四八	" 三 二三	東京地方検察庁検事に配置換する	
三	三	五〇	" 二七	札幌地方検察庁検事の併任を解除する	
二六	二五		" 西 オランダ、連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる	西 オランダ、連合王国及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる	
			" 出張期間は昭和五〇年四月一九日から同年五月二八日までとする	出張期間は昭和五〇年四月一九日から同年五月二八日までとする	
			" 法務教官(法務総合研究所教官)に併任する	法務教官(法務総合研究所教官)に併任する	
			" 法務総合研究所教官に充てる	法務総合研究所教官に充てる	
			" 法務教官(法務総合研究所教官)の併任を解除する	法務教官(法務総合研究所教官)の併任を解除する	
			" 法務総合研究所教官に充てることを解く	法務総合研究所教官に充てることを解く	

法務省									
年		月		日		項		緒方重威名	
昭和五五	三	二五	一	東京高等検察庁検事に配置換する	法務大臣官房常締課長に充てる	法務大臣官房常締課長に充てる	法務大臣官房常締課長に充てる	法務省	法務省
六	"	五	三	二	二	六一	"	公	安
一	九	七	二	一	四	六三	"	安	調
三一	一七	二	一	一	五	最高検察庁検事に配置換する	"	調	査
	第一二八回国会政府委員を命ずる	最高検察庁公安部長を免ずる	最高検察庁公安部長を命ずる	最高検察庁検事に配置換する	長野地方検察庁検事正に配置換する	公安調査官を命ずる	"	厅	省
"	内閣	"	"	"	"	公安調査官を免ずる	公	安	調

4 丁

法 務 省

平成 六 年 月 日

事

項

緒 方 重 威
序 方 重 威
名

アメリカ合衆国、スウェーデン、ドイツ、フランス及びオーストリアの各国へ出張を命ずる

出張期間は平成六年九月八日から同月二二日までとする

第一三一回国会政府委員を命ずる

七 一 二〇 第一三二回国会政府委員を命ずる

内 法 務 省
閣